○取消処分者講習実施規程

北海道警察本部告示第45号
平成２年８月23日

改正　平成４年８月21日北海道警察本部告示第44号、８年８月28日第64号、10年９月29日第90号、14年５月31日第96号、15年12月19日第174号、17年５月31日第81号、24年10月２日第359号、25年３月22日第133号、25年７月12日第247号、26年５月20日第242号、28年３月18日第144号、29年３月10日第140号、令和３年３月30日第178号、５年３月24日第187号、６月30日第371号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第９号）第11条及び第78条の規定に基づき、取消処分者講習実施規程を次のように定める。

取消処分者講習実施規程

（目的）

第１条　この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第９号。以下「規則」という。）第３章の規定による取消処分者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　削除

（学級編成等）

第３条　講習は、四輪車学級及び二輪車学級の別によりこれを行う。この場合において、講習対象者の区分は、受講者が得ようとしている運転免許の種類に応じて行うものとする。ただし、当該受講者の技量が著しく未熟な場合等講習の効果が十分あげられないと認められるときは、この限りでない。

２　前項の学級編成における１学級の人員は、１グループ３人を単位として計９人の編成を基準とし、１グループについて、第13条に規定する講習指導員（指定講習機関（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の４第１項に規定する指定講習機関をいう。）が行う講習にあっては、同項第１号に規定する運転適性指導員。以下「講習指導員等」という。）１名が担当するとともに、補助者は１学級に１人を充てることを原則とする。

（講習車両）

第４条　コース又は道路における運転について必要な適性に関する調査（以下「運転技能診断」という。）に使用する自動車等（以下「講習車両」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、講習手数料上特例は設けられていないことをあらかじめ了承させておくものとする。

⑴　四輪車学級　マニュアル式又はオートマチック式の普通乗用自動車に補助ブレーキの装置を装備したもの

⑵　二輪車学級　マニュアル式若しくはオートマチック式の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車又は一般原動機付自転車（原則としてスクータータイプ）とする。ただし、大型自動二輪車がない場合等には、大型自動二輪免許の保有者は普通自動二輪車とする。

２　四輪による講習において、特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第１項の表聴力の項第２号に規定する特定後写鏡を使用すべきこととする条件をいう。）が付されている者に対しては、当該特定後写鏡等を使用することとする。

（コース設定上の基準）

第５条　運転技能診断を実施する場合のコース設定は、次に掲げるとおりとする。
⑴　四輪車学級では、別表１の四輪車のコース設定の基準と診断の着眼点に基づき設定する。
⑵　二輪車学級では、別表２の二輪車技能診断課題設定の基準に基づき設定する。
２　四輪車学級においては、現に仮免許を保有する者に対しては、路上コース（荒天等特別な事情により、路上コースで行うことが困難な場合は、場内コース）で、非保有者に対しては、場内コースで運転技能診断を行うものとする。この場合において、路上コースで運転技能診断を行うに際しては、法第87条第３項に規定する仮免許練習中の標識のほかに、講習中である旨の標識を見やすい位置に表示するものとする。
第６条　削除
（講習実施基準）
第７条　講習は、第３条から第５条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表に従い実施するものとする。
⑴　規則第10条に規定する飲酒取消講習（以下「飲酒取消講習」という。）　別表３
⑵　飲酒取消講習以外の講習　別表４
（講習方法）
第８条　講習方法は、次に掲げるとおりとする。
⑴　運転技能診断は、四輪車学級においては、講習車両１台につき、講習指導員等１人と受講者３人の計４人が、二輪車学級においては、講習車両に受講者１人が乗車し、受講者に交替で運転させ、運転適性診断結果等に基づき受講者一人一人に対して指導を行うものとする。
⑵　二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保することとする。
⑶　降雪等の悪天候により、運転技能診断が困難な場合には、運転シミュレーターを使用するなどの措置を講ずることにより、受講者に運転操作の指導を行うものとする。
⑷　講習に使用する教材は、教本、運転シミュレーター、運転適性検査器材、ビデオ装置等とし、北海道警察本部交通部長（以下「交通部長」という。）が指定するものとする。ただし、教本を補充する資料として交通部長又は方面本部長が作成するものを用いることができる。
（講習会場の表示）
第９条　講習の会場には、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習については「取消処分者講習会場　○○公安委員会」と、指定講習機関が行う講習にあっては「○○公安委員会指定講習機関取消処分者講習会場」と、当該会場の入口に看板等で表示するものとする。
（講習時期）
第10条　規則第12条第２項に規定する大型自動二輪車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車に係る講習を行わないこととするかどうかの判断は、第12条の責任者が運転技能実習コースの積雪又は凍結の状態を考慮して行うものとする。
（講習の頻度）
第11条　講習は、おおむね毎月２回以上の頻度で実施するものとする。
（講習実施責任者）
第12条　北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部並びに指定講習機関に

講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置くものとする。
２　責任者には、警察本部にあっては交通部運転免許センター運転免許試験課長、方面本部にあっては交通課長、指定講習機関にあっては管理者をもって充てるものとする。
３　責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習会場に係る施設について管理し、講習が効果的かつ適切に行われるようにしなければならない。
４　責任者は、講習会場の火気取扱等に留意するほか、運転技能診断を行うに際しては、運転適性指導員等に対して講習車両の日常点検を励行させるとともに、四輪車学級においては座席ベルトを、二輪車学級においてはヘルメット及び手袋等を確実に着用させるなど、講習に係る事故の防止に努めなければならない。

（講習指導員の選任）

第13条　講習指導員については、警察本部においては交通部長、方面本部においては当該方面本部長が、規則第13条に規定する講習指導員の要件に該当する職員のうちから選任する。

（警察本部長が定める講習の内容）

第13条の２　規則第13条第５号、第69条の３及び第77条の２第１項ただし書の警察本部長が定めるものは、別表３の１の表及び２の表に定める講習科目のうち、次に掲げるものとする。
⑴　アルコールスクリーニングテスト
⑵　ブリーフ・インターベンション⑴
⑶　ブリーフ・インターベンション⑵
⑷　ディスカッション指導
２　規則第13条第６号の警察本部長が定めるものは、別表４の１の表及び２の表に定める講習科目のうち、ディスカッション指導とする。

（実務実習の実施基準）

第13条の３　規則第77条の２第１項に規定する実務実習は、飲酒取消講習に係る実務実習実施基準（別表５）又は飲酒取消講習以外の取消処分者講習に係る実務実習実施基準（別表６）に従い、その内容及び時間を定めた実務実習案を作成の上、計画的に実施するものとする。

（講習計画の承認）

第14条　責任者は、１か月ごとに取消処分者講習実施計画書（別記様式第１号）により講習計画を策定し、交通部長又は当該方面本部長の承認を受けなければならない。

（講習の申出の受付等）

第15条　責任者（指定講習機関の責任者を除く。第18条第１項において同じ。）又は警察署長は、講習を受けようとする者から講習の申出があったときは、その者が講習の対象者であることを確認し、これを受け付けるものとする。
２　警察署長は、講習の対象者であることの確認並びに講習の日時及び場所の教示に当たっては、責任者に照会し、これを行うものとする。
３　責任者は、講習を受けようとする者が講習当日に規則第13条の２第１項に規定する取消処分者講習受講申請書（以下「申請書」という。）により受講の申込みを行ったときは、本人であることを確認した上で講習手数料として所要の北海道収入証紙を貼付させて受け付けるものとする。ただし、指定講習機関が行う講習に係る手数料の納付方法については、指定講習機関の定めるところによる。
４　責任者は、申請書に基づいて講習日別に受講者名簿（別記様式第２号）を作成するものとする。

（受講者の確認）

第16条　講習指導員等は、講習申出者の出席状況を確認するため、あらかじめ作成された受講者名簿により点呼を実施し、欠講者があるときは、その旨を受講者名簿に付記するものとする。

２　講習指導員等は、受講者名簿及び写真に基づき、受講者が本人であることを確認するものとする。

（終了証明書の副本の作成等）

第17条　責任者は、規則第13条の２第３項の規定により同項に規定する取消処分者講習終了証明書（次条において「終了証明書」という。）を交付するときは、当該証明書の副本（写真を貼付したもの）を作成し、保管するものとする。

（終了証明書の再交付に係る責任者の措置）

第18条　責任者は、規則第13条の２第５項の規定による終了証明書の再交付申請を受けた場合で、当該証明書を交付した公安委員会が異なっているときは、当該公安委員会に取消処分者講習終了証明書再交付申請書を送付し、再交付を依頼するものとする。

２　責任者は、規則第13条の２第５項の規定による終了証明書の再交付の申請に対し、終了証明書を再交付するときは、当該証明書の右側上部に「再交付」と朱書きし、受講者名簿の備考欄に再交付した旨を記載しておくものとする。

（結果報告）

第19条　責任者は、その月の講習実施結果を取消処分者講習実施結果報告書（別記様式第３号）により、翌月10日までに交通部長又は当該方面本部長に報告しなければならない。

（簿冊の備付）

第20条　責任者は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておくものとする。

⑴　取消処分者講習実施計画書
⑵　受講者名簿
⑶　取消処分者講習実施簿（別記様式第４号）
⑷　取消処分者講習終了証明書控簿
⑸　その他必要な簿冊

２　前項の簿冊を保存すべき期間は、講習の事務を完了した日の属する年度の翌月から２年間とする。

第21条　削除

附　則

この規程は、平成２年９月１日から施行する。

附　則［平成４年北海道警察本部告示第44号］

この規程は、平成４年８月21日から施行する。

附　則［平成８年北海道警察本部告示第64号］

この規程は、平成８年９月１日から施行する。

附　則［平成10年北海道警察本部告示第90号］

この規程は、平成10年10月１日から施行する。

附　則［平成14年北海道警察本部告示第96号］

この規程は、平成14年６月１日から施行する。

附　則［平成15年北海道警察本部告示第174号］

この規程は、平成16年１月１日から施行する。

附　則［平成17年北海道警察本部告示第81号］

この規程は、平成17年６月１日から施行する。

附　則［平成24年北海道警察本部告示第359号］

この規程は、平成24年10月２日から施行する。

附　則［平成25年北海道警察本部告示第133号］

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則［平成25年北海道警察本部告示第247号］

この規程は、平成25年７月12日から施行する。

附　則［平成26年北海道警察本部告示第242号］

この規程は、平成26年５月20日から施行する。

附　則［平成29年北海道警察本部告示第140号］

この規程は、平成29年３月12日から施行する。

附　則［令和３年北海道警察本部告示第178号］

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の際現に第１条の規定による改正前の道路交通法施行細則実施規程、第２条の規定による改正前の取消処分者講習実施規程、第３条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第４条の規定による改正前の安全運転管理者等講習実施規程、第５条の規定による改正前の原付講習実施規程、第６条の規定による改正前の更新時講習実施規程、第７条の規定による改正前の特定任意講習実施規程、第８条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第９条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第10条の規定による改正前の高齢者講習実施規程、第11条の規定による改正前の特定任意高齢者講習等実施規程及び第12条の規定による改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。

附　則〔令和５年北海道警察本部告示第187号〕

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則〔令和５年北海道警察本部告示第371号〕

１　この規程は、令和５年７月１日から施行する。

別表１（第５条関係）

四輪車のコース設定の基準と診断の着眼点

コース別	道路形状	診断の着眼点
１　路上コース 所要時間 15～20分 走行距離 ４～５km	普通免許の技能試験コースに準じたものとし ⑴　広路 （往復２車線の内側） 交通量の少ない所を１か所入れた方がよい。 ⑵　狭路 商店街(ない場合は、細街路） 住宅街 ⑶　歩車道区分有無 ⑴、⑵ともできれば両側にあるところ	速度の加減速の状況 飛び出しに対する警戒状況 歩行者、自転車への応じ方
２　場内コース 所要時間 10～15分 走行距離 ２～３km	⑴　外周、外回り ⑵　外周、内回り ⑶　クランクＳ字 ⑷　見通しの悪い直線、右折、左折	速度の加減速の状況 交差道路への対応 ハンドルさばき 減速調整 飛び出しに対する警戒状況

別表２（第５条関係）

二輪車技能診断課題設定の基準

課題	課題設定の基準		指導のねらい
１　慣熟走行		①　最初は低速で外周を走行する。 ②　２回目は、外周３周を走行後、S字、クランク等の屈曲コースに入り、順次速度を上げる。 ③　受講者が走ったとの感を持つまで走行する。	○　受講者の技能レベルと問題走行を見極める。
２　目標制動		①　40km/hで行う。ただし、一般原動機付自転車は、30km/hとする。 ②　前輪、後輪、前後輪	○　理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。

	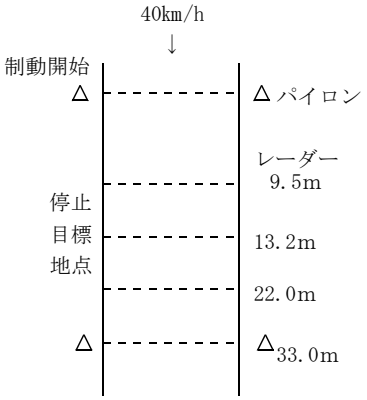	同時ブレーキの順で行う。 ③　目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。 ④　後輪ブレーキは、13.2m以下ではロックするので、１回限りとする。 ⑤　ギヤは４速以上とする。 （エンジンブレーキが、かからないようにするため） ⑥　走行順序は、技能の高い受講生からとする。	○　バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる。
3　コーナーリング	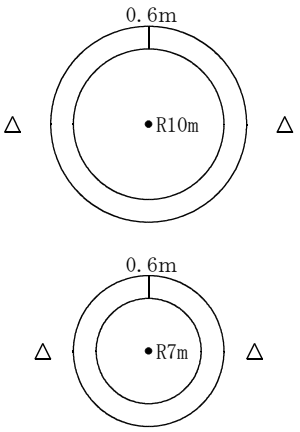	①　一定の速度で旋回させる。 ②　指示速度は、10km/hから２～３km/hずつ上げる。 ③　半径10m円が設置できない場合は、半径７mでもよい。 ④　受講生が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講生が半周する時間を計測し、速度に換算の上記録する。 ⑤　指導員が危険と判断するまでは、受講生に聴きながら、速度を上げられるまで上げさせる。	○　カーブでの進路保持の難しさを認識させる。 ○　曲率と自分の限界速度を自覚させる。
4　スラローム	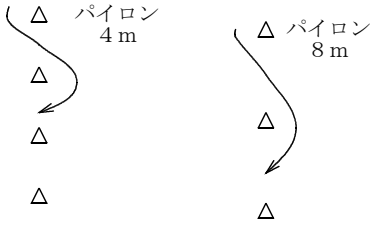	①　パイロンの間隔は、４mと８mの２種類とし、4mから始める。 ②　走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。 ③　他の受講生に通過時	○　バイロンの短いコースでは、車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。 ○　わずかな速

		間を計測させる。	度超過、操作遅れがパイロンクリアーできないことを認識させる。
5　8の字旋回	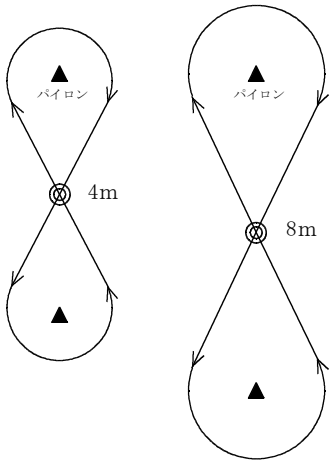	①　パイロン間隔４ｍでは単独走行させ、順次旋回半径を短くさせる。 ②　パイロン間隔８ｍでは２台同時に走行させ、４周した後離脱し､次の受講生を進入させる。	○　低速度でのコース取りの難しさを認識させる。
6　緊急制動	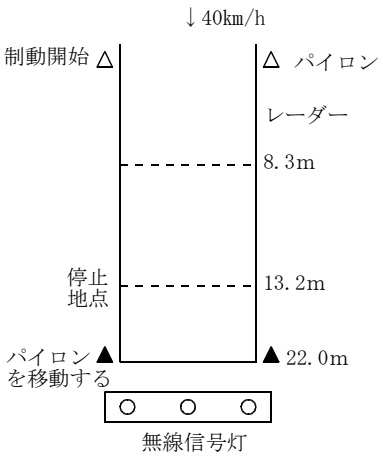	①　40㎞/h～50㎞/hで行う。ただし一般原動機付自転車は､30㎞/h～40㎞/hとする。 ②　後輪、前輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。 ③　制動開始地点通過時に制動合図を出す信号灯を準備する。 ④　ブレーキ操作力を表示する測定器により指導すると効果的である。 ⑤　１人乗り制動が終わった時点で２人乗り制動を行う。	○　制動の限界を認識させる。 ○　２人乗りブレーキの特性を理解させる。
7　緊急回避		①　指示速度を必ず守らせる。 ②　先ず、全員に合図と同時に緊急制動を行わせ、他の受講生に停止距離を測定させて記録させる。	○　認知、判断を要求される操作は、単純操作に比べて時間がかかることを体験し、安全運転

	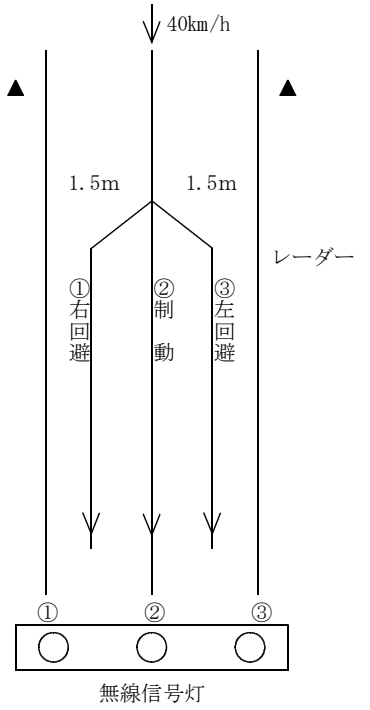	③　３種類の合図を定めて、ランダムに合図を出させ、停止、右旋回、左旋回を行わせ、その距離を測定し、記録させる。 　最初は、「あて感」で方向を間違えても続けさせるが、途中で全員を集め実際の交通場面で間違えることが何を意味するかを問い、注意を促した後再開する。 ④　車両の進行状況を明確にするため、残跡装置を車両に装備すると指導に説得力が出る。	の本質を理解させる。

別表３（第７条関係）

飲酒取消講習実施基準

１　四輪車用

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第１日	呼気検査と運転適性検査	○開講 ○呼気検査 ○運転適性検査	○講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに呼気検査及び運転適性検査を実施する。 ○運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	１人	○アルコールチェッカー（アルコール検知器） ○運転適性検査用紙	○受講者９人以内 ○受講者全員に対し補助者１人 ○１グループ３人 ○補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	○講習目的と方法の説明 ○講師及び受講者の自己紹介	○明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 ○受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人		○担当者は、同じグループを引き続き担当する。 ○補助者１人 ○補助者は、運転適性検査を採点し、運転適性診断票を作成する。
	性格と運転の概説	スライド等により性格や特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	○自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 ○運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	１人	スライド等使用	補助者１人
	運転技能の診断	○診断のねらいと心構え ○路上又は場内での技能診断 ○チェックリストによる長所や短所の説明 ○運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	○運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせ、その技術を助言する。 ○運転シミュレーターの操作により、危険場面を疑似体験させて運転の危険性を診断し、その結果に基づき危険に対する予知運転について助言する。	90分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人	○自動車 ○運転シミュレーター	○受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 ○仮免許を有する者にあっては路上、仮免許を有しない者にあっては場内とする。 ○受講者全員に対し補助者１人
	運転適性診断結果による指導・助言	運転適性診断票を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘	○自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよい	60分	個別的指導			

		し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	かを考えさせる。 ○できるだけ処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 ○最後に、安全運転実行のための方法を助言する。					
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト（ＡＵＤＩＴ）を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト（ＡＵＤＩＴ）を行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全員	１人	ＡＵＤＩＴ検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション⑴	○アルコールスクリーニングテスト（ＡＵＤＩＴ）の結果に基づく指導を行う。 ○ワークブックを記載させる。	○自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ○ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者３人につき、担当者１人	ワークブック	
第２日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	１人	呼気検査機器	
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を理解させる。	60分	全員	１人	ビデオ及びスライド使用	補助者１人
	路上又は場内での技能診断	○運転技能の診断と同じメンバーで同じコースを走る。 ○走行前の助言は、次のとおりとする。 ・できるだけ広い範囲を見ること。 ・駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 ・歩行者、自転車等に不	○車の動きが第１日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースをもう１度走らせる。 ○受講者の運転について、１人ずつ第１日目の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。	60分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人	自動車	

		安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。						
	安全運転実行のための指導・助言	○運転適性診断票及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。 ○路上又は場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄とを指摘する。 ○危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 ○社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	○運転適性診断票及び運転技能診断票を見せながら指導する。 ○自らの長所や短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 ○事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
	ブリーフ・インターベンション⑵	ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認	ブリーフ・インターベンション⑴で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個々人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	１人	ワークブック	
	ディスカッション指導	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者６人以下につき、担当者１人	ディスカッション資料	補助者１人
	講習から得られるものは何か	○何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。 ○運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよ	○質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。 ○進め方の形式にこだわることなく、次のような結論に導く。 ・運転の改善は、一気にできるものではなく、毎日を訓練のつもりでする。	60分	全員	１人		補助者１人

		い。	・受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 ・状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 ・先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 ○受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 ○　嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性があるため、このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。					

2　二輪車用

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼気検査と運転適性検査	○開講 ○呼気検査 ○運転適性検査	○講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに呼気検査及び運転適性検査を実施する。 ○運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	１人	○アルコールチェッカー（アルコール検知器） ○運転適性検査用紙	○受講者９人以内 ○受講者全員に対し補助者１人 ○１グループ３人 ○補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	○講習目的と方法の説明 ○講師及び受講者の自己紹介	○明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 ○受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人		○担当者は、同じグループを引き続き担当する。 ○補助者１人 ○補助者は、運転適性検査を採点し、運転適性診断票を作成する。
	性格と運転の概説	スライド等により性格や特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	○自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 ○運転適性検査結果を	60分	全員	１人	スライド等使用	補助者１人

		結び付け、安全な運転の在り方について指導する。					
運転技能の診断⑴	○診断のねらいと心構え ○場内での技能診断 ○チェックリストの作成	①　日常点検・取り回し ②　慣熟走行 ③　目標制動 ④　コーナリング ⑤　スラローム ⑥　８の字旋回 ⑦　緊急制動 ⑧　緊急回避 ○場内において示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 ○その者の特性を把握し、運転技能診断票を作成する。 ○運転シミュレーターの操作により、危険場面を疑似体験させて運転の危険性を診断し、その結果に基づき危険に対する予知運転について助言する。	90分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人	○大型自動二輪車 ○普通自動二輪車 ○一般原動機付自転車 ○運転シミュレーター	○車両は、受講者１人に１台 ○補助者１人 ○課題は、①及び②のほか、③から⑧までのうち数課題を指定して実施する。 ○担当者の診断方法は、定置式とする。 ○慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の２周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
運転適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性検査結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	○運転技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。 ○互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 ○第２日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要である。	60分	個別的指導			
アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト（ＡＵＤＩＴ）を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト（ＡＵＤＩＴ）を行わせ、自らのアルコールの依存度を自覚させる。	10分	全員	１人	ＡＵＤＩＴ検査用紙	
ブリーフ	○アルコールス	○自らのアルコール依	90分	個別	受講者	ワークブ	

	・インターベンション⑴	クリーニングテスト（ＡＵＤＩＴ）の結果に基づく指導を行う。 ○ワークブックを記載させる。	存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ○ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。		的指導	３人につき、担当者１人	ック	
第２日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	１人	呼気検査機器	
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	○画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。 ○二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化をそれぞれの経験に照らして話しをさせ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	１人	ビデオ及びスライド使用	
	運転技能の診断⑵	○課題実施前の助言は次のとおりである。 ・できるだけ広い範囲を見ること。 ・駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 ・歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 ・二輪車の特性に応じた走行をすること。	○はじめに、運転技能の診断⑴と同じ慣熟走行を実施し、第１日目の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。 ○車の動きが第１日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう１度走らせる。 ○運転技能の診断⑴と同じ課題を行い、受講者の運転について１人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第１日目の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。	60分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人	○大型自動二輪車 ○普通自動二輪車 ○一般原動機付自転車	○補助者１人 ○実施方法は、運転技能の診断⑴に同じ。
	安全運転実行のた	○運転適性診断票及び運転技	○運転適性診断票及び運転技能診断票を見	60分	個別的指			

	めの指導・助言	能診断票から何が危険かを示唆する。 ○場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 ○危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 ○社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	せながら指導する。 ○自らの長所や短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 ○事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。		導			
	ブリーフ・インターベンション⑵	ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標達成程度の確認	ブリーフ・インターベンション⑴で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個々人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者３人につき、担当者１人	ワークブック	
	ディスカッション指導	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者６人以下につき、担当者１人	ディスカッション資料	補助者１人
	講習から得られるものは何か	○何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。 ○運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	○質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。 ○進め方の形式にこだわることなく、次のような結論に導く。 ・運転の改善は、一気にできるものではなく、毎日を訓練のつもりでする。 ・受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 ・状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 ・先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えな	60分	全員	１人		補助者１人

			ければ、ブレーキの活用ができないこと。 ○受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 ○嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性があるため、このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。					

別表４（第７条関係）

飲酒取消講習以外の取消処分者講習実施基準

１　四輪車用

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第１日	運転適性検査	○開講 ○運転適性検査	○講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに運転適性検査を実施する。 ○運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	１人	運転適性検査用紙	○受講者９人以内 ○受講者全員に対し補助者１人 ○１グループ３人 ○補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	○講習目的と方法の説明 ○講師及び受講者の自己紹介	○明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 ○受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人		○担当者は、同じグループを引き続き担当する。 ○補助者１人 ○補助者は、運転適性検査を採点し、運転適性診断票を作成する。
	性格と運転の概説	ビデオ、スライド等により性格や特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	○自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 ○運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	１人	ビデオ、スライド等使用	補助者１人
	運転適性診断結果による指導・助言	運転適性診断票を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	○自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 ○できるだけ処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 ○最後に、安全運転実行のための方法を助言する。	60分	個別的指導			
	運転技能の診断	○診断のねらいと心構え ○路上又は場内での技能診断 ○チェックリストによる長	○運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせ、その技術を助言	120分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人	自動車	○受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 ○仮免許を有す

		所や短所の説明 ○運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	する。					る者にあっては路上、仮免許を有しない者にあっては場内とする。 ○受講者全員に対し補助者１人
	ディスカッション指導	妨害運転等をテーマにしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	○自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転（行動）に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。 ○安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するよう指導する。	60分	討議形式	受講者６人以下につき、担当者１人	ディスカッション資料	補助者１人
第２日	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を理解させる。	60分	全員	１人	ビデオ及びスライド使用	補助者１人
	路上又は場内での技能診断	○技能診断と同じメンバーで同じコースを走る。 ○走行前の助言は、次のとおりとする。 ・できるだけ広い範囲を見ること。 ・駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 ・歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	○車の動きが第１日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースをもう１度走らせる。 ○受講者の運転について、１人ずつ第１日目の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 ○運転シミュレーターの操作により、危険場面を疑似体験させて運転の危険性を診断し、その結果に基づき危険に対する予知運転について指導する。	150分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人	○自動車 ○運転シミュレーター	受講者全員に対し補助者１人

	安全運転実行のための指導・助言	○運転適性診断票及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。 ○路上又は場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄とを指摘する。 ○危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 ○社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	○運転適性診断票及び運転技能診断票を見せながら指導する。 ○自らの長所や短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 ○事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 ○飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。	90分	個別的指導		○飲酒ゴーグル	
	講習から得られるものは何か	○何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。 ○運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	○質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。 ○進め方の形式にこだわることなく、次のような結論に導く。 ・運転の改善は、一気にできるものではなく、毎日を訓練のつもりでする。 ・受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 ・状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 ・先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 ○受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 ○嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性があるため、このよ	60分	全員	１人		補助者１人

			うな気持ちを大事にしながら講習を終了させる。					

2　二輪車用

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	○開講 ○運転適性検査	○講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに運転適性検査を実施する。 ○運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	１人	○運転適性検査用紙	○受講者９人以内 ○受講者全員に対し補助者１人 ○１グループ３人 ○補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	○講習目的と方法の説明 ○講師及び受講者の自己紹介	○明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 ○受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人		○担当者は、同じグループを引き続き担当する。 ○補助者１人 ○補助者は、運転適性検査を採点し、運転適性診断票を作成する。
	運転技能の診断（１－１）	○診断のねらいと心構え ○場内での技能診断 ○チェックリストの作成	①　日常点検・取り回し ②　慣熟走行 ③　目標制動 ④　コーナリング ⑤　スラローム ⑥　８の字旋回 ⑦　緊急制動 ⑧　緊急回避 ○場内において示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 ○その者の特性を把握し、運転技能診断票を作成する。	60分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人	○大型自動二輪車 ○普通自動二輪車 ○一般原動機付自転車	○車両は、受講者１人に１台 ○補助者１人 ○課題は、①及び②のほか、③から⑧までのうち数課題を指定して実施する。 ○担当者の診断方法は、定置式とする。 ○慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の２周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	性格と運転の概説	ビデオ、スライド等により性格や特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	○自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 ○把握した運転適性診断結果及び運転技能	60分	全員	１人	ビデオ、スライド等使用	補助者１人

			診断結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。					
	運転技能の診断（１－２）	○場内での技能診断 ○チェックリストによる長所や短所の説明 ○運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	前回の運転技能診断と同じ課題により再び行わせ、改善されていない点や運転時の危険な癖を指摘して、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせ、その技術を助言する。	60分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人	○大型自動二輪車 ○普通自動二輪車 ○一般原動機付自転車	○補助者１人 ○担当者の診断方法は、定置式とする。 ○慣熟走行は補助者の先導で集団走行させる。
	運転適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性検査結果及び運転技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	○運転技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。 ○互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 ○第２日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要である。	60分	個別的指導			
	ディスカッション指導	妨害運転等をテーマにしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	○自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転（行動）に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。 ○安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するよう指導する。	60分	討議形式	受講者６人以下につき、担当者１人	ディスカッション資料	補助者１人
第２日	運転技能の診断⑵	○課題実施前の助言は次のとおりである。 ・できるだけ広い範囲を	○はじめに、運転技能の診断（１－１）と同じ慣熟走行を実施し、第１日目の技能診断による指導が生	150分	グループ（３人）別	受講者３人につき、担当者１人	○大型自動二輪車 ○普通自動二輪	○補助者１人 ○実施方法は、運転技能の診断（１－１）に同じ。

		見ること。 ・駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 ・歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 ・二輪車の特性に応じた走行をすること。	かされているかを確認チェックする。 ○車の動きが第１日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう１度走らせる。 ○運転技能の診断（１－１）と同じ課題を行い、受講者の運転について１人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第１日目の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 ○運転シミュレーターの操作により、危険場面を疑似体験させて運転の危険性を診断し、その結果に基づき危険に対する予知運転について指導する。				車 ○一般原動機付自転車 ○運転シミュレーター	
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	○画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。 ○二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化をそれぞれの経験に照らして話しをさせ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	１人	ビデオ及びスライド使用	
	安全運転実行のための指導・助言	○運転適性診断票及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。 ○場内訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 ○危険予測運転の大切さを改めて気付かせ	○運転適性診断票及び運転技能診断票を見せながら指導する。 ○自らの長所や短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 ○事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があ	90分	個別的指導		○飲酒ゴーグル	

		る。 ○社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	ることを強調し、指導する。 ○飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。					
	講習から得られるものは何か	○何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。 ○運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	○質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。 ○進め方の形式にこだわることなく、次のような結論に導く。 ・運転の改善は、一気にできるものではなく、毎日を訓練のつもりでする。 ・受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 ・状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 ・先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。 ○受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 ○嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性があるため、このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	１人		補助者１人

別表５（第13条の３関係）

飲酒取消講習に係る実務実習実施基準

回数	日目	実習科目	実習内容	注意事項等	時間	
					小計	計
―	1	1　実務実習の目的等に関する教養	1　飲酒取消講習の目的及び必要性並びに実務実習の目的 2　管内の交通事故の発生状況と違反実態 3　取消処分者等の実態と飲酒取消講習受講の状況 4　運転適性検査、安全カウンセリングの重要性 5　アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッションの意義 6　実務実習実施上の留意事項	○　初日は実務実習責任者が実習生に対して講義を中心とした教養を行う。	2	8
		2　実習生の修得状況の確認	1　運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領等の確認 2　運転適性検査器材を使用した検査の実施、指導方法等の確認 3　二輪車・四輪車を使用した運転技能とアドバイス、診断ポイント等の確認 4　アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッションの実施、指導方法等の確認	○　実務実習責任者又は実務実習指導官は、新任運転適性指導員研修での修得状況について、講習に入る前に実際に実習生に行わせ確認する。	6	
1	2	1　実務実習	講習指導案に基づく内容（１日目）	○　毎回１日目の「導入」部分の「講師及び受講者の自己紹介」で実習生を紹介する。	7	14
		2　質疑・指導	講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		30分	
	3	1　実務実習	講習指導案に基づく内容（２日目）	○　講習の実践は第１回目２日目以降からとする。	6	
		2　質疑・指導	講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		30分	
2	4 5	第１回目と同様	第１回目と同様		―	14
3	6	1　実務実習	第１回目と同様		7	14
		2　質疑・指導	第１回目と同様		30分	
	7	1　実務実習	第１回目と同様		6	
		2　実習結果検討会	講習終了後、実務実習責任者及び実務実習指導官出席による実習結果検討会を開催	○　実務実習の結果の内容によっては、検討会へ所属する管理者を招致すること。	30分	
計	7					50

別表６（第13条の３関係）

飲酒取消講習以外の取消処分者講習に係る実務実習実施基準

回数	日目	実習科目	実習内容	注意事項等	時間 小計	時間 計
－	1	1　実務実習の目的等に関する教養	1　取消処分者講習の目的及び必要性並びに実務実習の目的 2　管内の交通事故の発生状況と違反実態 3　取消処分者等の実態と取消処分者講習受講の状況 4　運転適性検査、安全カウンセリングの重要性 5　実務実習実施上の留意事項	○　初日は実務実習責任者が実習生に対して講義を中心とした教養を行う。	2	8
		2　実習生の修得状況の確認	1　運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領等の確認 2　運転適性検査器材を使用した検査の実施、指導方法等の確認 3　二輪車・四輪車を使用した運転技能とアドバイス、診断ポイント等の確認	○　実務実習責任者又は実務実習指導官は、新任運転適性指導員研修での修得状況について、講習に入る前に実際に実習生に行わせ確認する。	6	
1	2	1　実務実習	1　講習指導案に基づく内容（１日目）	○　毎回１日目の「導入」部分の「講師及び受講者の自己紹介」で実習生を紹介する。	7	14
		2　質疑・指導	1　講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		30分	
	3	1　実務実習	1　講習指導案に基づく内容（２日目）	○　講習の実践は第１回目２日目以降からとする。	6	
		2　質疑・指導	1　講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		30分	
2	4 5	第１回目と同様	第１回目と同様		－	14
3	6	1　実務実習	第１回目と同様		7	14
		2　質疑・指導	第１回目と同様		30分	
	7	1　実務実習	第１回目と同様		6	
		2　実習結果検討会	1　講習終了後、実務実習責任者及び実務実習指導官出席による実習結果検討会を開催	○　実務実習の結果の内容によっては、検討会へ所属する管理者を招致すること。	30分	
計	7					50

別記様式第１号（第14条関係）

第　　号
年　　月　　日

交 通 部 長　　殿
（　　方面本部長）

実 施 機 関
責 任 者 名

取消処分者講習実施計画書（　　月分）

番　号	実　施　月　日		講習予定人員	講　習　体　制（指導員数）	備　　考
	第１日目	第２日目			

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第２号（第15条関係）

受　講　者　名　簿

講習日　第１日目　　年　　月　　日
　　第２日目　　年　　月　　日　　講習会場　（　　）

番号	氏名	取消処分			扱署	講習車両	備考
		処分種別	処分年月日	欠格期間			

注　規格は、Ａ列４番横長とする。

別記様式第３号（第19条関係）

第　　号
年　　月　　日

交　通　部　長　　殿
（　　方面本部長）

実　施　機　関
責　任　者　名

取消処分者講習実施結果報告書（　　月分）

番　号	実　施　月　日		受講人員	講　習　体　制 （指導員数）	備　　考
	第１日目	第２日目			

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第４号（第20条関係）

取 消 処 分 者 講 習 実 施 簿

決 裁 欄	（講習第　　日目）

講 習 月 日	年　　月　　日　　曜　　天候	
講 習 指 導 員 又は 運転適性指導員	職　　名	氏　　名
受 講 人 員	講習予定人員　　人 受 講 人 員　　人 欠 講 人 員　　人	
講習実施状況		
引 継 事 項		
備　　考		

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。